

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	一種(令和5年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長
各管区警察局総務監察・広域調整部長

警察庁丁交企発第276号
令和3年7月26日
警察庁交通局交通企画課長

飲酒運転の防止に向けた事業者への周知に伴う対応について(通達)

この度、警察庁及び国土交通省において、各府省庁に対し、所管する事業活動における飲酒運転の根絶に向け、道路交通法等の規定の内容や業務の効果的な実施方法について、事業者やその関係する事業者に対し、幅広く周知を行い、安全運転管理者の選任をはじめとする義務の遵守の徹底を図るよう依頼をしたところである。(別添参照)

これを踏まえ、各都道府県警察にあっては、下記の事項について、関係機関・団体と連携した取組を推進し、業務使用の自動車による飲酒運転事故の絶無を期されたい。

記

1 安全運転管理者等に対する講習の機会等を通じたアルコール検知器やドライブレコーダーの活用促進

安全運転管理者等に対する講習の機会等において、飲酒の有無の確認に際し、業務前後におけるアルコール検知器の活用や確認結果の記録を行うことが、飲酒運転の防止の上で、より効果的であることを周知するほか、事業所におけるドライブレコーダーの車載促進、ドライブレコーダーによって得られた映像の交通安全教育や運転者管理への活用を促すなど、アルコール検知器やドライブレコーダーの活用促進を通じた更なる飲酒運転の防止を図ること。

2 安全運転管理者の未選任事業所の効果的・効率的な把握や選任状況に関する情報の公開による選任の促進

自動車保管場所証明事務との連携等により、安全運転管理者の未選任事業所の効果的・効率的な把握に努めること。

また、安全運転管理者を選任した旨の届出がなされている事業所に関する情報を各都道府県警察のウェブサイトに掲載するなど、情報の公開に努めること。なお、公開する情報には、少なくとも事業所名を含めることとするが、所在地などの事業所の特定が容易となる情報についても、可能な限り公開することが望ましい。

ただし、公開に際しては、各都道府県の個人情報保護条例や情報公開条例に照らして支障の生じないことをあらかじめ確認すること。